

## 第Ⅱ章 健やかな親子づくりの取り組み



# 概要

母子保健については、「健やか親子 21」において、平成 13 年（2001 年）から国民運動を推進してきました。平成 30 年（2018 年）「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」（以下「成育基本法」という。）が施行され、「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」（以下、「成育医療等基本方針」という。）が示され、令和 5 年 3 月に改定が行われたところです。

成育医療等基本方針では、母子保健を含む成育医療などに関する計画の策定が求められており、「成育医療等基本方針に基づく評価指標」では、母子保健施策が含まれています。また、「健やか親子 21」を基本方針に基づく国民運動として位置づけ、子育て当事者・国民全体への普及啓発を促進する、とされています。

以上より、「健康さくら 21（第 3 次）」では成育医療等基本方針に基づき、「妊産婦・乳幼児への対策」、及び「学童期・思春期への対策」の大きく 2 つのカテゴリーを設定し、健やかな親子づくりへ向けて目標を設定し、取り組みを推進します。

※成育医療等基本方針は令和 5 年度から令和 10 年度までの 6 年程度を 1 つの目安として策定されています。

※「成育医療等基本方針に基づく評価指標」では、現状値と中間評価（令和 7 年度目途）の目標値が示されており、最終評価（令和 10 年度目途）の目標値については、中間評価の結果などを踏まえて示される予定となっています。

## Ⅱ-1 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健施策

### 現状と課題

急速な少子化の進展、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦を取り巻く環境の変化などにより、妊産婦のメンタルヘルス、低出生体重児の割合の増加、食生活など生活習慣の乱れ、児童虐待、子育て中の父親・母親の孤立などが課題となっています。

成育医療等基本方針では、成育過程にある者の健やかな成長が保証される権利を尊重するとともに、妊娠時から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要なサービスにつなぐ伴走型支援を推進することにより、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制を整備することが求められています。また、妊娠中から子育て中の親子とその家族が、主体的に自らの健康に関心をもつとともに、お互いを支え合い理解し合えるような環境づくりが必要とされています。

佐倉市では、妊娠・出産・周産期から子育て期にわたる切れ目のない支援に取り組むとともに、育児に関する正しい知識や生活習慣、健康づくりについての知識の普及に努めています。

「健康さくら21（第2次）」の最終評価では、妊娠出産について満足している人の割合や積極的に育児をしている父親の割合は増加しているものの、こどもを虐待していると思う保護者の割合、ゆったりと過ごせる時間が持てる保護者の割合は横ばいでした。また、朝食を食べない幼児の割合が増加しています。

今後も、妊娠、出産、育児、生活習慣の改善、健康づくりの意識を高める知識の普及に努めるとともに、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・育児ができるよう身近な場での一体的な切れ目のない相談支援を充実させ、保護者が周囲の協力を得ながら、安心してこどもを産み育てられる地域づくりを行います。

### ～めざす姿～

こどもまんなか咲く<sup>まる</sup>子育て  
頼る・認める・助け合う育児をしましょう！



咲く<sup>まる</sup>子育てとは

「なにか小さなことでもできたことがあれば、こどもも大人も花丸をしよう！たくさんの花（丸）を咲かせて、笑顔で子育てをしよう！」という願いを込めた言葉です。さく丸は子育てに関わる全ての人に花丸をあげて応援し、こどもを見守る佐倉市のオリジナルキャラクターです。

## 数値目標

No.	目標項目	目標値 (R17年度)	現状値 (R4年度)
1	妊娠・出産について満足している人の割合	90.0%	87.5%
2	妊娠11週以下での妊娠届け出の割合	増加	91.4%
3	妊婦の飲酒率	0%	0%
4	妊婦の喫煙率	0%	1.2%
5	マタニティマークを使用したことのある母親の割合	90.0%	87.1%
6	産後1か月時点での産後うつのハイリスク者の割合	減少	6.4%
7	産後ケア事業の利用率	増加	8.0%
8	3歳児でむし歯のない者の割合【V-1より再掲】	95.0%	91.8%
9	1歳6か月児で仕上げ磨きをする親の割合【V-1より再掲】	80.0%	65.5%
10	かかりつけの小児科医を持つこどもの割合	4か月児 85.0%	4か月児 77.0%
		3歳児 95.0%	3歳児 88.5%
11	小児救急電話相談（#8000）を知っている親の割合	90.0%	87.4%
12	朝食を欠食する幼児の割合	0%	1.0%
13	乳幼児期に体罰や暴言、ネグレクトなどによらない子育てをしている親の割合	4か月児 増加	4か月児 96.3%
		1歳6か月児 増加	1歳6か月児 87.4%
		3歳児 増加	3歳児 73.4%
14	育てにくさを感じたときに対処できる親の割合（※1）	90.0%	84.3%
15	こどもの社会性の発達過程を知っている親の割合（※2）	95.0%	91.9%
16	この地域で子育てをしたいと思う親の割合	96.0% (現状維持)	96.0%

No.	目標項目	目標値 (R17年度)	現状値 (R4年度)
17	ゆったりとした気分でこどもと過ごせる時間がある保護者の割合	4か月児 92.0%	4か月児 90.3%
		1歳6か月児 85.0%	1歳6か月児 76.7%
		3歳児 75.0%	3歳児 67.5%
18	積極的に育児をしている父親の割合	75.0%	68.6%
19	風呂場の事故防止のために、こどもがドアを開けられないように工夫している家庭の割合(1歳児)	増加	32.5%
20	育児期間中の両親の喫煙率	父 20.0%	父 28.2%
		母 4.0%	母 4.4%
21	BCGを1歳までに受ける者の割合	100.0%	97.1%
22	1歳6か月までに麻しん風しんの予防接種を終了している者の割合	増加	92.5%
23	1歳6か月までに四種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ)の予防接種(1期初回)を終了している者の割合	増加	97.3%
24	乳幼児健康診査の受診率(1歳6か月児)	増加	96.8%
25	乳幼児健康診査の受診率(3歳児)	増加	93.3%

(※1) 育てにくさとは、子育てに関わる者が感じる育児上の困難感で、その背景として、こどもの要因、親の要因、親子関係に関する要因、支援状況を含めた環境に関する要因など様々な要素を含みます。育てにくさの概念は広く、一部には発達障害等が原因となっている場合もあります。保護者がこどもの育てにくさを感じた際に、その対処方法を知り、こどもにより良く関わりを持つことで、こどもの健やかな成長を促すとともに育児の困難感を軽減させる手助けとなります。(健やか親子21より一部引用)

(※2) 社会性の発達とは、「対人関係を形成して集団の中で協調的な行動をとり、将来自立した社会性を営むために必要な能力」です。発達には個人差がある一方、こどもの発達の道筋やその順序性において、共通して見られる特徴があります。保護者がこどもの発達に見通しを持つことで、こどもとの関りや育児の手助けとなります。(乳幼児健康診査実践ガイドより一部引用)

## 目標に向けた取り組み



### 【市民の取り組み】

- 母子保健や子育て支援サービスを適切に選択して利用できるよう、サービスの利用計画（セルフプラン）を立てます。
- 妊娠、出産、育児で困った時は身近な人に相談し、周囲の協力を得て子育てをします。
- こどもの社会性の発達や発達に応じた対応を知り、暴力によらない子育てをします。
- 健康的な食事・生活習慣・事故防止を行い、適切な時期に健康診査と予防接種を受けることで、こどもの健康管理に努めます。
- 妊娠中は、飲酒、喫煙をやめ、育児期間中は喫煙を控えます。



### 【地域や社会の取り組み】

- 妊婦とその家庭を、職場や地域で応援します。
- 子育て中の親子を孤立させないよう地域で声をかけあいます。
- 自主サークルなどの活動で勉強会や調理実習を行い、こどもの食についての知識向上に努めます。



### 【市の取り組み】

取り組み内容	実施部署	連携部署・機関
伴走型相談支援体制を充実させ、医療機関や関係機関と連携し、支援を行います。	母子保健課	こども家庭課
妊娠期から子育て期までの相談を受け、支援につなぐためのサポートプランを作成します。	母子保健課	こども家庭課
健康管理・生活習慣・事故防止・暴力によらない子育てについての知識の普及を行います。	母子保健課	-
こどもの社会性の発達や発達に応じた対応についての知識の普及を行い、育てにくさを感じる保護者・乳幼児への支援を充実させます。	母子保健課	-
父親が妊娠出産育児への理解を深め、不安なく子育てに取り組めるよう支援を行います。	母子保健課	自治人権推進課
予防接種に関する正しい知識を普及し、勧奨を行います。	母子保健課	-
疾病の早期発見や子育て支援を推進するために、乳幼児健康診査の受診勧奨及び内容の充実を図るとともに、未受診者の把握に努めます。	母子保健課	-

取り組み内容	実施部署	連携部署・機関
食育を推進します。	農政課	母子保健課 健康推進課 こども保育課 指導課 社会教育課
地域に相談、交流の場を設け、不安なく子育てに取り組めるよう支援を行います。	母子保健課 こども保育課	-
子育て世代に向けて相談や、交流の場の提供、子育て情報の提供、子育て講座を行います。	こども保育課	-
地域住民に向け、育児への理解の推進、子育てしやすい地域づくりを行います。	こども政策課 社会教育課	公民館
地域において、子育てを相互に援助するサービスを提供します。	こども保育課	-



## Ⅱ-2 学童期・思春期、生涯を見据えた保健施策

### 現状と課題

学童期・思春期は、健康に関する様々な情報に自ら触れ、行動を選択しはじめる生涯を通じた健康づくりのスタートとなる重要な時期です。この時期に健康に関する正しい知識を身につけること、自分の心身の健康に関心を持つことは、生涯の健康づくりのための行動変容に向けて大事な一歩となります。

成育医療等基本方針では、学童期及び思春期を通して、生涯の健康づくりに資する栄養・食生活や運動などの生活習慣の形成のための健康教育を推進するとともに、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うよう促す「プレコンセプションケア」の推進が求められています。

佐倉市では、こどもの生活習慣の改善、市内小中学校のこども及び保護者に飲酒、喫煙、薬物の健康への影響について知識の普及を行っています。

「健康さくら21（第2次）」の最終評価では、朝食を食べない小学生の割合が増加し、肥満傾向にあるこどもの割合が男女ともに増加しました。また、朝食を欠食する中高生の割合、飲酒・喫煙をする中高生の割合が国と比べて高い値となっています。

生活習慣の改善や健康づくり、性に関する事など、学童期・思春期から生涯を見据えて健康管理が行えるよう、健康教育やプレコンセプションケアの推進を行っていきます。

#### (※) プレコンセプションケアとは

若い男女が将来のライフプランを考えて日々の生活や健康と向き合うこと。次世代を担うこどもの健康にもつながるとして近年注目されているヘルスケアです。早い段階から正しい知識を得て健康的な生活を送ることで、将来の健やかな妊娠や出産につながり、未来のこどもの健康の可能性を広げます。（国立成育医療研究センター/プレコンノートより）

### ～めざす姿～

想像しよう！未来の自分　心身によいコトを実行しましょう！

## 数値目標

No.	目標項目	目標値 (R17年度)	現状値 (R4年度)
1	痩身傾向の中学生男子の割合	減少	2.1%
	痩身傾向の中学生女子の割合	減少	4.6%
2	肥満傾向の小学生男子の割合	減少	7.7%
	肥満傾向の小学生女子の割合	減少	5.5%
3	朝食を欠食する小学生の割合	0%	1.8%
	朝食を欠食する中学生の割合	0%	5.5%
	朝食を欠食する高校生の割合	0%	10.4%
4	1週間の総運動時間（体育の授業除く）が60分未満の小学生男子の割合	4.4%	8.0%
	1週間の総運動時間（体育の授業除く）が60分未満の小学生女子の割合	7.2%	14.7%
	1週間の総運動時間（体育の授業除く）が60分未満の中学生男子の割合	3.9%	9.0%
	1週間の総運動時間（体育の授業除く）が60分未満の中学生女子の割合	9.1%	15.6%
5	中学生・高校生の飲酒者の割合	0%	5.3%
6	中学生・高校生の喫煙者の割合	0%	1.1%
7	12歳児で歯肉に炎症所見を有する者の割合 【V-1より再掲】	10.0%	18.3%

## 目標に向けた取り組み




### 【市民の取り組み】

- 健康的な生活習慣について学び、「早寝、早起き、朝ごはん」、運動を実践します。
- 20歳までは飲酒、喫煙はしません。
- 生涯を見据えた健康づくりのために、自分の心身や性について正しい知識を身につけ、実践します。



### 【地域や社会の取り組み】

- 地域開催のイベントでは、こどものスポーツの機会を増やします。
- 20歳未満の者の飲酒、喫煙は法律で禁止されていることを社会全体で認識します。
- 20歳未満の者に酒、タバコを勧めない、販売しないことを徹底します。


**【市の取り組み】**

取り組み内容	実施部署	連携部署・機関
母子保健課と教育委員会の連携を強化し、思春期保健対策を推進します。	母子保健課	指導課
養護教諭、教員と協力し、親子の結びつき、生命の大切さについて、普及啓発を行います。	母子保健課	指導課
プレコンセプションケアについて、普及啓発を行います。	母子保健課	-
学校開放の推進、各学校で実態に応じた日常的な体力づくりを行います。	指導課	社会教育課
早寝・早起き・朝ごはんの推進を図ります。	指導課	母子保健課
小中学校で、飲酒・喫煙の健康への影響について正しい知識の普及啓発を行います。	指導課	-
小学校で、生命を大切にし、身近な人々との交流や自分に自信をもって生活できるよう努めます。	指導課	-
中学校で、性感染症や妊娠について、正しい知識の普及啓発を行います。	指導課	-
中高生を対象とした早期の子育て理解講座を開催します。	社会教育課	-
家庭教育に関する情報の提供を行います。	社会教育課	-
小中学校に講師を派遣し、児童生徒、保護者、地域住民と一緒に『人権』について考え、自分自身の行動に活かせるような「出前人権講座」を実施します。	自治人権推進課	-
外遊びが安心してできるための環境整備を行います。	公園緑地課	-
食育を推進します。【Ⅱ-1より再掲】	農政課	母子保健課 健康推進課 こども保育課 指導課 社会教育課
運動のイベントを開催します。	生涯スポーツ課	-